

視 察 報 告 概 要

1 視察期間

平成27年7月15日（水）から平成27年7月17日（金）までの3日間

2 視察先及び視察事項

- (1) 北海道苫小牧市 「苫小牧市民文化芸術振興条例について」
- (2) 北海道幕別町 「二次元カラーコード(カメレオンコード)を活用した図書館運営について」
- (3) 北海道釧路市 「釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例について」

3 視察の目的

(1) 苫小牧市民文化芸術振興条例について

所沢市では、首都圏郊外型都市である立地条件を最大限に生かした文化芸術振興ビジョンを策定することを目標に掲げ、本年4月に文化芸術振興課を新設しプロジェクトを立ち上げた。苫小牧市では、文化芸術振興基本法が施行された直後に市議会全会派の共同提案により苫小牧市民文化芸術振興条例を可決し、平成14年から同条例を施行して様々な事業を展開しているため、今後の文化芸術振興に係る審査の参考にしたい。

(2) 二次元カラーコード(カメレオンコード)を活用した図書館運営について

所沢市では、インターネットでの所蔵資料の検索・予約サービスや、市内所定のコンビニエンスストアで予約した図書館資料を受け取ることができるコンビニ図書等取次サービス、CD・ビデオ・DVDの視聴覚資料のICタグを利用した貸出業務等を行っているが、さらなる図書館業務・資料管理の効率化、利用者の利便性向上が求められている。幕別町においては、カメレオンコードを導入し、迅速な蔵書点検、柔軟な書架構成、実際の配架場所とリンクしたOPACでの排架場所表示等、効率的かつ利便性に富む先進的な取り組みをしているため、今後の図書館運営に係る審査等の参考にしたい。

(3) 釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例について

少子・高齢化、国際化など教育をとりまく環境の変化の中で、子どもの確かな学力の定着を図ることがより一層求められている。釧路市では、子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進として、本条例において市長、教育委員会、学校、議会、保護者、地域団体などの責務について明記している。このような学力向上を条例で定めるという新たな取り組みについて視察し、今後の教育に係る審査等の参考にしたい。

4 視察の概要

- (1) 7月15日(水) 午後2時0分～午後3時20分
苫小牧市民文化芸術振興条例について

苫小牧市役所において、池田謙治苫小牧市議会議長の挨拶及び苫小牧市の概要説明、石本委員長の挨拶があり、説明員の紹介の後、苫小牧市文化芸術振興条例についての概要説明が行われた。

【苫小牧市の概要説明】

苫小牧市の市制施行は昭和23年で東西40kmの細長い市である。

札幌へはJRで50分ほど、新千歳空港までは車で30分ほどと交通の便がよい。

現在の人口は17万4,000人を切り、減少傾向である。気温は真夏でも25℃を超えることが少なく、滅多に30℃になることがない。苫小牧市は工業都市であり、元々は王子製紙の苫小牧工場が操業しており、昔は紙のまちといわれていた。昭和26年から陸地を掘って人口的に港を作って昭和38年に開港した。現在では、北海道の港湾の貨物取扱量において一番を誇っている。

その後、出光興産、イズズ自動車、トヨタ自動車、アイシン精機などの自動車関連企業が多く進出してきている。

港もあり、空港も近いダブルポートである。

現在は、北海道の自然と緑豊かな環境を活かした街づくりを進めている。

苫小牧市での自慢するものはホッキ貝であり、水揚げは全国1位である。資源保護のため先月まで禁猟していたが7月から解禁になり、今、苫小牧市内で食べられているものは苫小牧産である。もう1つの自慢としては、駒澤大学付属苫小牧高等学校が2年連続で夏の甲子園で優勝したことである。その翌年度は準優勝している。

【視察事項】

◎苫小牧市文化芸術振興条例についての概要説明

教育部生涯学習課梶課長より視察資料「苫小牧市の市民文化芸術振興について」等に沿って概要説明が行われた。

[現状について]

市役所近くに市民会館があり、大きなイベントはここで行っている。その隣に500人程度の中規模ホールを備えた文化会館、市の西側に300人程度のホールを持つ文化交流センターがある。会議室でも、小規模のサークル活動等ができる。コミュニティセ

ンターは5箇所にある。勇払地区には勇払公民館があり、サークル活動、文化芸術活動を行っている。

文化団体協議会という民間の組織があり、市内に各所ある文化団体が集まって協議会を形成している。その団体と市との共催で市民の文化祭等の行事を開催している。苫小牧市の文化振興の核として活躍してもらっている状態である。

施設の大半で指定管理者制度を導入。指定管理者の自主事業として独自に行う文化イベントは小さい規模の講座等で、基本的に、主な運営は貸し館業務である。

[条例制定までの経緯]

平成14年4月1日、苫小牧市民文化芸術振興条例が施行された。国の基本法が制定されてから全国で初めての条例制定である。国の法案制定の動きと平行して、市のある1人の議員が条例素案を作り、平成14年12月定例会で、市議会全会派共同提案の形で提出、可決成立したものである。

条例では、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、分課税術振興施策の基本となる事項を定めている。主なものとしては、第2条の基本理念、第3条の市の責務がある。また、第5条では財政上の措置を講じること、第6条第2項では10項目の基本方針を定めること、第7条民間団体等に対する援助等、第10条からは審議会に関することなどを定めている。

この条例の制定に伴い、教育委員会に新たに文化振興係が追加された。また、それまで文化振興に関する事業等は、苫小牧市文化振興基金運営委員会という教育委員会に事務局が置かれている任意の団体が実施していたが、市の責務で実施することに伴って解散し、市が直接文化振興に関わるようになった。

条例化の意義としては、行政方針の明確化と継続性、市と市民の責務の明確化と共有化である。

[条例制定後の動き・今後の方向性]

条例制定後の流れであるが、条例の第4章で苫小牧市民文化芸術審議会を設置するとあり、平成14年の6月11日に文化芸術審議会が設置された。発足当時から文化芸術審議会の任期は2年間である。構成員は、市内の芸術家などを中心に10人の委員からなる。文化芸術審議会では、条例の制定により権限に属する事項を処理し、市長の諮問に応じ文化芸術振興に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

苫小牧市民文化芸術審議会設置後、審議会では条例に記載されている基本方針となる10項目の事項について、市内の文化団体・実際に文化芸術活動を行っている方等との教育委員会での意見交換会、文化芸術に関するアンケート調査等及び審議会での3回の審議を経て、平成15年3月、市長に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を答申した。この冊子には、主な基本方針10項目のほか、アンケート・文化団体等との意見

交換会での意見等を掲載している。基本項目は努力目標的、理念的なものとなっている。

基本方針制定後は、さらに「苫小牧市民文化芸術振興推進計画」を策定するため、平成15年8月に文化芸術シンポジウムの開催、文化団体・市民との意見交換会を開催し、意見の集約を図り、文化芸術審議会に対して市からこの振興推進計画策定の諮問を行い、平成17年12月に答申を行った。この推進計画は、平成18年4月から平成28年3月までの10年間の計画として、10項目の基本方針をもとに77項目を策定したものである。計画期間の10年は長い期間であるが、意識の高揚やソフト的な事業についてまとめている。

また、基本方針と振興計画については、それぞれにリンクするよう策定しており、「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」では、条例第6条で基本方針を定めるとして掲げられている10項目についてさらに細かい方針を定めている。その方針を達成するための計画が「苫小牧市民文化芸術振興計画」である。

苫小牧市民文化芸術振興推進計画は平成28年3月までであるので、現在は、市長から新計画の諮問をされており、5月に第1回目の審議会を行い、第1次計画の検証を行った。7月に入り、第2回目の審議会を行い時期計画の骨子について審議している。今後、2、3回の審議を経て12月に市中に対し答申する予定。答申後はパブリックコメント等、市民参加条例に基づく手続きを経て公表する予定である。

今回の方針としては、基本的な方針は変えずに、計画を変えるという形で進めている。前回の策定では、事務局でかなり案を策定して審議会で意見をもらうという形で行ったが、今回は検証の段階でも、骨子の策定の段階でも審議会の委員に関わってもらい、さらに市民の意見を反映させた形となるよう取り組んでいる。今回も10年間の計画で考えているが、5年でローリングするよう考えているところである。

[文化芸術振興基金について]

事業の予算確保のため、苫小牧市文化芸術振興条例施行の2カ月後である平成14年6月1日、文化芸術振興基金条例を制定した。苫小牧市では、市内建設会社の篤志家から、昭和52年に文化芸術に充ててほしいと土地と家屋の寄付があり、これらの賃借料を文化振興事業に充てていた。これを基に苫小牧市民文化振興基金運営委員会が発足され、苫小牧市民文化振興基金として基金の運用・積立を行ってきたが、平成14年の条例施行後、条例第5条の財政上の措置を講じるとあることを受け、文化芸術の実効性と財政的な担保をとるため、苫小牧市民文化芸術振興基金条例を制定することに至った。従前の苫小牧市民文化振興基金については解散し、積立金の全てを苫小牧市民文化芸術振興基金に引き継ぐ形となり、市が直接文化芸術に対しての事業を行う方法となっている。現在の積立額は約1億5,000万円である。平成21年度からは基金の一部を取り崩して、各文化団体等に対象経費の50%で、50万円を限度に文化活動への助成を行っている。

[実績・今後の取り組み・課題]

苫小牧市民文化芸術振興条例は、平成24年に見直された苫小牧市総合計画にも反映されている。また、都市計画マスタープランにおいても、公共施設の整備等の計画の中で文化芸術の視点を盛り込む形で取り入れられ、具体的には公共施設の建設に当たって文化芸術に配慮したデザインを入たり、地元出身の絵画やモニュメント政策の提案がされたりしている。

苫小牧市では、そのほかにも平成22年に創設し平成26年までに55人が登録しているアーティストバンク登録事業、アーティストバンク登録者が市の報償費支払により芸術家を目指す人たちへの参加促進をサポートしたり学校に芸術体験の授業に行ったりするアウトリーチ推進事業、年2回全戸配布を行っている生涯学習だよりの発行、市内の小学校1校について文化活動利用のために教室の貸し出しを行い20団体が利用している教育文化学校開放、文化芸術振興基金条例で触れた予算の範囲で行っている文化芸術活動助成事業など、数多くの事業を行っている。ただし、文化団体に所属していない芸術家もいるため、アーティストの発掘が難しいという一面もある。アンケート結果からは、興味はあるが行動にはつながっていないことを読み取ることができ、3人に1人は文化芸術活動を活かして、今後取り組んでみたい社会的な活動があると回答しているので、活動のきっかけづくり、情報提供が市に求められているものと思っている。いろいろな施策を実施しているところであるが、市民の活動にはなかなかつながっていないのではないかとということも考えられる。

また、費用対効果を出しにくいいため数値化が難しく、予算措置が厳しいことも課題である。ほかにも、各文化団体の高齢化や文化の継承が難しい点などが挙げられる。

[効果・市民の反応・展望]

参加型イベントは好評である。身近であることと、オープンスペースであることが影響していると思われる。条例が制定されたことにより、平成25年に市民待望の美術博物館がオープンした。

市民が主導とならないと意識の向上はないものと捉えているので、今後は、市民主導型で文化芸術の振興が進むようにサポートすることに力を入れていきたいと考えている。初めに外部の人を入れ、慣れてきたら市民主導に変えていくという方式をとっていききたいと考えている。イベント等の開催でアンケートを行って市民の意見を聞きながら、少しずつ改善していきたい。

一旦説明を終え、質疑を行った。

◎質疑応答

質疑：西文化芸術振興条例は議員提案の形で成立したと資料に書いてあるが、平成13

年に議員から提案があったときに市長から時期尚早という答弁があったが、同年には条例が可決している。その翌年には審議会が設置され審議会が設置され続いて方針や計画ができています。市長がいないとした後、議員提案で条例が提出され、可決された後の流れがとてもスピーディーだ。条例が可決されてからの背景・経緯を教えてください。

応答：当時の生涯学習課の係長と公明党のある議員がいいものをつくろうと非常に熱心に取り組んでいました。意見交換会の意見の集約等も大変な作業だったが、一生懸命に取り組んだ結果と捉えています。

質疑：苫小牧市はスポーツ宣言もしていて、野球もそうだがアイスホッケーやスピードスケートの施設も整備されていてスポーツのまちというイメージがあるが、この条例制定によって文化芸術に係る人たちが勢い付いたというようなこともあるのではないかと。

応答：アイスホッケーの聖地といわれるほど屋内リンクも複数あるし、スポーツ振興にはかなり力を入れていたので、文化振興には力が注がれていないという思いもあったかもしれませんが。当時の文化係からの意見としては、文化意識が向上するような、活動がさらに活発になるようないろいろな施策を打ち出してほしいという強い要望はありました。

質疑：基金が約1億5千万円あるとのことだが、新たに積み立ては行わず今あるものを取り崩して活用されているのか。また、所沢市の場合はまず文化芸術振興ビジョンを先に策定し条例化についてはそのあとの段階でということを進めているが、実効性の上では条例があったほうがいいのか。

回答：基金については、ふるさと納税のメニューとして記載をしています。それから、文化振興助成金で補助している団体がイベントを行う際には募金箱を設置してもらっています。これらを基金として積み立てています。平成26年度では、両方で25万円ぐらいである。そのほかに企業等から寄付金をいただくこともあるので積み立てています。

新ビジョンを作るにあたって条例はどうかということですが、市としての方針を示すには条例があったほうが良いと思っています。国の法令で決まっているということもありますが、だからやりますということと、市議会で議決され市として条例を持ち、方針や施策を打ち出して行うこととは、市民の理解度が少し違うと思います。条例があった方が市としても動きやすいと思います。

質疑：収益が出た場合には基金に戻すようなことが条例に書いてあるが、これは募金だけの話なのか。

応答：いちばん最初に土地・建物を寄付していただいているので、その家屋の貸付収入があるので、それは積み立てるということになっている。

質疑：条例のつくりを見ると、審議会も方針も計画もつくるものという流れがある程度構想の中にあって、とりあえず条例を作っておこうというようにも見えるが、どうだったのか。

応答：かなり事前調査をし、どういう取り組みをしたらいいか先を読み、条例を作っているということはあると思います。

質疑：アウトリーチの事業の実績について、これだけの実績があるというのはすごい。所沢市にも生涯学習人材バンクというのがあるが芸術に限らずスポーツも含まれていて登録して派遣をするが実績はこれほどではない。公民館と町内会にアウトリーチしているとのことだが、募集から派遣までの具体的な方法を教えてほしい。

応答：1年に1度、年度初めに各小中学校と全町内会に、事業のご案内の文書を送って募集している。派遣するアーティストの報償費は市が負担するため予算の範囲が限られており、募集は1年に1回ということになっています。

質疑：館の管理は市で行っているのか。

応答：社会教育施設という位置付けで生涯学習課が管理している建物は、文化会館、文化交流センター、中央図書館で、指定管理者制度を導入しており、その指定管理者とやりとりをしています。市民会館、コミュニティー会館は市民部の所管です。勇払公民館についてはまだ直営で実施しているので、公民館の部署として管理しています。

質疑：所沢市では文化財保護については文化財保護課で行っているが、苫小牧市では文化財保護も文化芸術振興の施策に入るという理解でよいか。

応答：そのとおりです。

質疑：文化公園アートフェスティバルとあるが、文化公園ができた成り立ちはこの条例と関係があるのか。美術博物館を作ったときにできたものなのか。また、アート公園フェスティバルの主催はどこか。

応答：成り立ちとしては、公園としてあったものを、美術博物館と図書館を作ったとき

にその前の公園を後付で文化公園としたものです。フェスティバルの主催については、実行委員会という形式をとっていますが、実際には生涯学習課で行っています。

質疑： 駅前の「COCOTOMA」とも連携を取っているのか。

応答： 昨年オープンしたばかりの施設で、指定管理施設ですが、駅前でイベントをやるということになれば連携した形で進めたいと考えています。

質疑： 連携が大変うまく取れていると感じますが、文化で人を呼び込もうというような、観光との連携も取っているのか。

応答： 苫小牧市は観光資源に乏しいので、課題はあるが、観光で訪れる人にあわせて何か大きな文化行事を行うとか、文化行事に来てくれた人をさらに観光に導くといった形で、今後は方針を考えていきたいと思っています。

質疑： 第1次計画の検証をされていたかと思うが、第2次計画においてはどのようなことがポイントになっているのか。新たな計画について、それまでとの違いがあれば知りたい。

応答： 先日審議会があったばかりなのだが、なるべく各委員の意見を取り入れてつくろうということで、現在は、各委員の意見を整備して骨子を作っている段階です。1次計画との違いということになると、今後の経過の中でこれから明らかになってくると思います。1次計画の77項目について委員からAからDまでの評価と意見をもらっているので、すべてがAとなるようにするにはどうしたらよいかという観点で施策、新しいイベント、計画等を考えていこうと思っています。

以上で質疑応答を終え、植竹副委員長のお礼の挨拶の後、苫小牧市の視察を終了した。

(2) 7月16日(木) 午前8時50分～10時25分

二次元カラーコード(カメレオンコード)を活用した図書館運営について

幕別町図書館において、芳滝仁幕別町議会議長の挨拶及び幕別町図書館では移動図書館で充実を図っている旨の紹介があった。引き続き、石本委員長挨拶があり、幕別町教育委員会山岸教育部長の挨拶と説明員の紹介の後、資料「図書館に関すること」に沿って、幕別町における図書館運営の概略説明が行われた。

【視察目事項】

◎二次元カラーコード(カメレオンコード)を活用した図書館運営の概要説明

[二次元カラーコード(カメレオンコード) 導入の経緯]

幕別町の図書館運営は、この本館と帯広側の札内地区にある札内分館、そして虫類分館の3館のほか、移動図書館で行っている。幕別町の図書館が二次元カラーコード(カメレオンコード)を導入することとなったきっかけは、当時の図書館長である前館長が、かねてから、蔵書点検のために図書館が休館となることや蔵書検索の内容に疑問を抱いており、それらを克服できないかと考えていたことにある。

平成18年に幕別町は忠類村と合併をしたが、データ量の増大に伴って反応速度が遅くなって業務に支障をきたし、旧図書館システムのハードウェア、ソフトウェアの保守継続も厳しくなった。そこで平成25年度に、平成26年度における新たなシステムの導入計画を立ち上げ、幕別町図書館システム選定委員会を設置した。

その際の基本方針は以下の3つである。まず1つ目は図書館サービスの改善。特に蔵書点検にかかる休館日数の削減。2つ目に通信環境変化の対応。スマートフォン等の携帯端末からの利用に即したコンテンツの作成である。3つ目が新たな読書環境の創出。ほかの図書館を含めた横断検索や連想検索、視認性に優れたバーチャル本棚機能による図書の充実である。しかし、経費重視の入札ではこれら図書館で運用したいシステムの導入は難しいため、一般競争入札から公募型プロポーザル方式に方法を変え、図書館司書が独自に構築した内容を受託希望者に提示した。その結果、二次元カラーコードをプレゼンテーションした業者が最優秀提案業者となり、7年間の随意契約を行うに至った。

[二次元カラーコード(カメレオンコード)について]

このシステムは既存システムとしてあった行政管理システムと二次元カラーコード、通称カメレオンコードと言われるカラーのバーコードを組み合わせたものである。通常、図書館システムでは本そのものを管理するが、このシステムでは本がある棚の管理を行う。1つの棚にどんな本が入っているかという管理を行うことで本の管理ができるようになったわけである。そのきっかけが二次元カラーコードである。本の1冊1冊に二次

元カラーコードをつけているが、棚の1つ1つにもこの二次元カラーコードを付けている。通常では、本の管理は日本十進分類表に基づいて行うため、農業や文学等、その分類に応じての配列しかできていなかったのであるが、今回のシステムにおいては棚での管理ができるようになったため、分類にとらわれず、バラエティに富んだ様々な本の管理ができるようになった。合わせてホームページも一新し、本棚をバーチャルで作り上げて見せることができるようにした。たとえば、ホームページ上に木にまつわる本をいろいろいゝところから集めて作り上げている本棚の紹介があるが、本の画像は、アマゾンというサイトから提供を受けている。

[ホームページの紹介]

図書館ホームページのトップページの色調は、幕別町百年記念ホールというところで使っている緞帳である。その緞帳はデザイナー田中一光氏が手掛けたもので、飛行機で帯広空港に降り立つときの春の十勝平野のイメージをデザインしたものである。

それぞれのコンテンツについて紹介したい。「今日の一冊」では、司書が昨年4月1日以降、毎日順番で本の紹介をしている。今日は何の日かというコンセプトでの紹介である。「3冊堂」においても、職員が順番でテーマを決め、それに沿って読んでほしい本を3冊合わせて紹介している。これは毎週木曜日に更新している。毎月購入している図書は「新荷本二十四節季」というところで、一般書、児童書、絵本の分類ごとに紹介している。そのほか本館と各分館の3館が毎月の特集として取り組んでいる本棚を紹介した「千本万架」、講演会等のイベントのお知らせや報告を掲載する「百花繚乱」、図書と関係ないところで、例えば図書館に来た方の長靴だけ写真に撮らせていただいたもの等を集めた「MCL コレクション」、本を読まれている町民の方の本棚を取材した「あの人の本棚」等がある。これには賛否両論あったが、図書館の本だけではなくそれを読んでいる人が他にどんな本を読んでいるかという視点で、画像を提供してもらっているアマゾンでも同じようなことを展開しているのだから、本の選択の幅を広げてもらいたいという意味で掲載している。また、「北の本箱」では、著名人や作家の方が保管しきれなくなった本を送っていただいたものを配置している図書館の本棚そのものを、バーチャルで紹介している。

今回のシステムの導入により、今まで図書館ではできなかったウェブにおいて視覚的に見せるということができるようになった。ツイッター、フェイスブックにも情報を載せている。蔵書検索も今まで通りにできる。ホームページを開設していても更新がなかなかされないと言われていたが、このシステム導入後は、毎日どこかで更新をかけるようにしている。

一旦説明を終え、質疑を行った。

◎質疑応答

質疑：画像はアマゾンから提供を受けているとのことだが、アマゾンにない本は映像として出てこないということか。

応答：アマゾンにない本については自分たちで画像を取り込んでいます。

質疑：アマゾンへの支払いがあるのか。

応答：契約をしているだけである。町のホームページから入ってアマゾンで販売している図書を購入した場合、一定程度の金額になるとアマゾンにいくらかマージンが入るようであるが、ほとんどそうしたことはないと思われます。

質疑：アマゾンに対して費用は発生しないということか。

応答：費用は発生しません。たくさん購入していただければ図書購入費に充てられるということもあるそうです。

質疑：このシステムをつくるのにどのくらいの費用がかかっているのか。

応答：約2,000万円です。

質疑：非常に充実していると感じる。「今日の一冊」にしても「3冊堂」にしても本を選んだりテーマを選んだり、とても大変な作業だと思うが、スタッフは何人か。

応答：司書と一般の職員と合わせて14人である。来年の3月まで予定を組んでいます。基本的に2週間に1回と、2ヶ月に1回、順番が回ります。コンテンツ自体は司書がアップしていますが、原稿の作成は職員全員で行っています。

質疑：本は何人かで選んでいるのか。

応答：14人全員が順番で携わりますので、全員で選んでいることになります。コンテンツについては3人ないし2人でチームを組んで取材に行ったりして作っています。

質疑：カメレオンコードとの連携について具体的に知りたい。

応答:例えば「北の本箱」にバーチャルで掲載しているものがリアルにも再現できます。逆に、リアルに本棚を作ったら、それを一括でバーチャルとして載せて管理することもできます。そういったバーチャルとリアルを同時に発信することができるというのがカメレオンコードを活用した連携ということになります。1つの棚ごと管理ができるので、そうしたことが可能になりました。あとで実際に見ていただきます。

今までの図書館のシステムでは、背ラベルと呼んでいる請求記号で管理していて、あるいは色付きのシールをつける等して並べることしか管理上できなかったのですが、カメレオンコードを使って棚で管理できるようになり、たとえばどの棚の左から何冊目にどの本があるというような管理の仕方ができるようになりました。

質疑:本を並べていて実際にバーチャルに反映され、職員がバーチャルの画面を見て本の並べ方を間違えてしまったときにも、すぐに発見できるのか。

応答:バーチャルを見てすぐ気づくこともできますし、逆に本棚にある本の並びをバーチャルに取り込むこともできます。

質疑:それはカメレオンコードだからできることなのか。

応答:そのとおりです。本来の請求記号から調べるだけの場合にはできないことでした。

質疑:リアルとバーチャルの連動のほかにも、カラーバーコードを導入することによってできるようになったこと、何か変わったことはあるか。

応答:蔵書点検日が不要になりました。実際に、去年は蔵書点検日を設けていません。

質疑:点検方法はどう変わったのか。

応答:通常業務の中で本が返却されるとそれを棚におろす作業をしますが、その時に棚にどんな本が入っているのかをシステムで同時に管理しているので、その棚に入っている本をすぐに調べることができます。そのため、通常業務の中で蔵書点検ができている状態になっています。

カラーバーコードですが、今までのバーコードよりも小さいため、本の背に情報がすべて見える状態で貼れます。そのためカメラで複数札を読み込み一括で認識ができます。以前はバーコードが本の側面にありましたので、本棚から1冊ずつ本を抜いてはスキャンするという方法で、作業としても過酷なものでした。

質疑：今まで1冊ずつスキャンしていたものが、棚の1面だけ切って撮ることで作業が終わるということか。

応答：棚を認識させ読み込むことによって、そこにあるべき本がわかります。

質疑：背表紙のバーコードの読み方はどのようにして行うのか。

応答：カメラで舐めるように読み込んでいきます。読み込んでいるそばから、その棚に何が入っているかわかるようにしているので利便性は高くなります。

質疑：このシステムによって効率化が図られたかと思うが、職員の増減はあったのか。

応答：ありません。システムで本を管理できているので司書が楽になるのではないかという話もあるのであるが、その分、本来司書がやるべきレファレンスであるとか、選書、本を毎日ホームページにアップするといったことに時間を割いています。これは職員の成長、研鑽にもつながっています。

質疑：本館と分館2館と移動図書館があるが、毎日のように本が入れ替わっていくと思う。それがどのように反映されていくのか。また、その本がどこにあるのかということもすぐにわかるようになっているのか。

応答：システムでその本がどこの館のどこのコーナーにあるのかということを経験が覚えているので、例えば札内にある本を他の分館で返却した場合にも、この本は札内のどこにある本であるので札内に返してくださいという指示が出ます。

質疑：利用者はどこで借りてどこで返してもいいということか。

応答：そうです。

質疑：職員、運営は直営か。

応答：そのとおりです。奇をてらってやっていることではなく、図書館は地域の情報を残していくという役目もありますので、そのためのホームページでもあるわけである。これまで培ってきたものを残すためのホームページですから町の直営で行っています。

質疑：予算の2,000万円はカメラ等すべて含めてのものか。

応答：機材、パソコン、カメラなどすべて含んでいます。ちなみにカメラはウェブカメラで十分です。

質疑：カメレオンコードの導入とホームページの作成は同時に行われたということか。

応答：そのとおりです。

質疑：話だけではなかなかイメージつかめないかと思うが、議会ではどのような賛成意見や反対意見があったのか。

質疑：前の館長が所管の委員会や予算委員会で説明をさせていただいておりますが、異論はありませんでした。でき上がってからも議員研修をしております。いろんな色の利用カードがあるため、議員もカードを変えていました。

質疑：このシステムは幕別町だけの蔵書に対応しているのだと思うが、町外から取り寄せたいというようなシステムもあるのか。

応答：ホームページに「道立図書館で探す」というところがあり、道内でしたらインターネットで検索ができます。道立図書館でしたら登録さえすれば利用者が直接予約することもできますし、借りたい本を幕別町図書館に取り寄せることもできます。

質疑：これはプロポーザル方式であるが、このカメレオンコードを提案された会社はこの新宿にあるケープレックス・インクだけだったのか。

応答：そのとおりです。

質疑：資料を見ると随意契約だが、ホームページの更新についてもこの会社がずっとやっていくということか。また、随意契約の期間は決まっているのか。

応答：更新自体は図書館でしています。会社には保守等に携わってもらっており、契約期間は7年です。契約期間も予算もこちらで提示した中でやってもらっています。

質疑：導入に2,000万円とのことだが、保守点検料は年間どのぐらいなのか。

応答：図書利用カードも含めて180万円程度です。

質疑：カラーコードの導入によって、今後できるようになるものもあるのか。

応答：たとえば、町内にあるふるさと館という資料館があるのですが、その情報とリンクさせ、そこにある蔵書も提示できるようにしていきたいと思っています。また、本のレコメンドを投稿してもらって見られるようにするというのもできるそうです。図書館以外の情報についても、カメレオンコードをなぞることによって同様に扱えるということですが、ほかの施設との連携については、相手の施設でもカメレオンコードを貼ってもらわないとできないことなので、協議してからということになります。

質疑：本を返さなかったり勝手に持って行ったりということで、本が紛失することもあるかと思うが、蔵書点検日がなくなってもそれはわかるのか。

応答：どこでも同じですが、コードをなぞってから紛失リストを出し、棚を探してリストから消すということを繰り返して行いますのでそれはわかります。

以上で質疑を終結し、図書館フロアの見学を行った。実際に返却本や本棚の本をウェブカメラでスキャンして画像に取り込む様子や、棚ごとに管理されている本棚の本の並びとホームページ上のバーチャルとの連携等について見学をし、スキャンの体験を行った委員もいた。

見学終了後、図書館に来館していた図書館と地域を結ぶ協議会より同協議会の活動等について説明したい旨の申し出があり、説明を受けたが質疑なく、幕別町図書館視察に対する植竹副委員長のお礼の挨拶の後、幕別町図書館の視察を終了した。

(3) 7月17日(金)午前9時30分～11時20分

釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する
条例について

釧路市役所において、森利文釧路市議会事務局の挨拶及び釧路市と釧路市議会事務局の概要説明、石本委員長挨拶があり、説明員の紹介並びに釧路市教育委員会学校教育課西村精啓次長の挨拶の後、釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例についての概要説明があった。

【釧路市概要説明】

夏は涼しく、気温は東京よりも10度程度低く、冬は雪が少ないので過ごしやすい地区。釧路市、阿寒町、音別町が合併してちょうど10年になる。音別地区、阿寒地区・釧路地区の飛び地になっている。本年3月現在の人口はおよそ17万7,000人で、人口は減少している。農業、林業、漁業のまちで、それらに関連する加工業、ほかに大きな製紙工場が2つ、きれいな水があるということで大塚製薬の工場、珍しいところでは石炭の坑内掘りをまだ行っている。それから、釧路湿原と阿寒国立公園、2つの国立公園があるので、観光客の誘致にも積極的に努めている。

【釧路市議会概要説明】

定数は28人、年齢構成としては平均51.9歳という若さである。常任委員会は総務文教常任委員会、経済建設常任委員会、民生福祉常任委員会の3つ、そのほかに議会運営委員会、特別委員会がある。特別委員会は先日1つ追加となりたので、全部で4委員会ある。

【視察事項】

◎釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例制定についての概要説明

[条例制定の経緯]

所管は教育委員会学校教育課学校教育支援課になります。平成23年4月から機構改革により新たに設置された課である。釧路市ぐらいの規模の市であると、だいたい学校教育課とか学校管理課という名称で、1課体制にて行っているところが多いのだが、学力向上、いじめ問題、不登校問題、支援教育健全育成、義務教育にかかわる社会教育も含めてそういった部分に一体的に取り組むということで学校教育課から分離して設置された部署である。そのころに、釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障す

るための教育の推進に関する条例、我々の呼び方で短く言うと基礎学力保障条例が施行された。

この条例は平成24年3月定例会において議員連盟が提案し、可決成立となり、翌年平成25年1月1日から施行された。

釧路市は、全国学力・学習状況調査の正答率で見ますと小学校の国語、算数、中学校の国語、算数において全国平均を下回る項目が多く、また、北海道全体の全道平均も下回っている状況である。こうした事情を憂慮して、平成23年6月、超党派の有志議員により、釧路市議会基礎学力問題研究議員連盟が結成された。当時7つほどの会派があったが、民主系の会派を除く6会派のそれぞれから有志の議員が出て結成されたもの。この議員連盟の活動としては、大学教授、塾講師などによる勉強会を開催するなどしており、その中で、学力向上には、学校・家庭・地域のそれぞれに対して役割を明確にして、釧路市としての子どもたちの基礎学力を地域社会で保障するという趣旨の条例化に取り組むということになったものである。そして平成24年12月議会で条例提出となったものである。

これと並行して一部議員と、塾経営者による釧路の教育を考える会というものも設立されている。元教育長が会長に就任し、釧路市に学力向上の提言書の提出やフォーラムの開催も行われ、釧路市の子どもたちの学力の定着・向上に向けた活動が行われていた。

[条例の構成及び内容]

この条例は前文と9つの条文からなっている。将来を担う釧路市の子どもたちに基礎学力を身に着けさせるため、それぞれの条文において、目的、定義、基本理念、市長の責務、教育委員会の責務、市立の小学校及び中学校の責務、議会の責務、保護者の責務、地域の団体等の役割が定められている。この条例では、市長、教育委員会、学校、議会、保護者、地域の団体の責務と役割を明らかにし、それぞれが連携協力して取り組む事柄を、努力規定という形で定めているものである。

努力規定としながらもおのおのに一定の具体的な責務を示しており、そのうちの教育委員会・学校・保護者・地域について中心に説明を行う。

第5条、教育委員会の責務として定められている内容について。第1号で、教育の推進に関する計画を策定し、その計画を着実に推進し、計画にある施策および取組の目標について達成のために全力を尽くすということが書かれている。第2号に、計画で定めた施策および取組の進行状況を毎年度公表することとしている。市のホームページなどで公表し明らかにするものである。第3号であるが、一人一人に応じた支援の充実や、夏休み中のサポート等に取り組むためのものとして人材の確保や配置への配慮を定めている。第4号、第5号では、市民の要望等を聞く機会を多様に設けることと、そして学習ボランティア活動に対して必要な支援を行うこととしている。これら5つの項目が一番重要なものと思っている。

第6条、市立の小学校および中学校の責務についてである。第1項ではわかりやすい授業への改善を図ることと、授業の進み具合について保護者にわかりやすく説明することといった内容である。第2項では、全国学力・学習状況調査や学力標準テスト等で把握した習得状況や課題等の情報を、適宜、保護者及び学校運営委員会に報告するとともに、学校のホームページへの掲載等により広く市民に公表することを定めている。学力調査の公表については全国的にも話題となっておりますので、その公表の具体的な内容については、学校の序列化や過度な競争につながらないように配慮しながら行うものである。第3項では、授業のほかにも支援が必要な児童・生徒については適切に補充的な学習機会を設けるとしており、放課後であるとか、夏冬休み中に補習を行うものである。第4項では、教育委員会の責務とされた市の教育推進計画施策及び取組の目標を学校でも共有しその達成に向けて必要な取り組みを行うことを定めたものである。

第8条、保護者の責務について。条例の前文にも書かれているが、保護者は子どもの教育に第一義的な責務があるとしたうえで、第1項では、家庭における学習の習慣化や学習における時間の確保、そのための環境づくりを行おう、ということである。第2項では、早寝早起き朝ごはんと言われるように、子どもの望ましい食習慣づくりとともに、その基礎となる生活習慣を身につけさせてほしいということである。第3項については、宿題等について自主的な判断に基づいて取り組むこととした。

第9条、地域の団体等の役割についてであるが、子どもたちが安心して教育を受けられるよう見守るとともに、学校教育活動の支援のほか、子どもたちの社会体験の場の提供等の活動を積極的に進めるよう定められている。

[実績・効果・課題]

条例の制定に伴う実績・効果・市民の反応・課題等について、それぞれ条文の最後に「努めなければならない」と書いており、すべて努力規定として制定されているので、急激に大きな変化が生じているというものではない。先ほどは省略しているが、第7条に議会の責務もうたわれており、市が執行する業務の監視・評価、助言・提言を行うとされている。教育委員会では議会に対して、全国学力・学習状況調査の結果や他の学年で行われている標準学力調査の結果等を報告しており、議会からもその都度、指示や意見をもらっている。市民の反応としては、この条例の提案があった直後に反対の署名が提出されたということがある。

条例制定後の教育委員会の取り組みであるが、釧路市教育推進基本計画を策定した。釧路市の教育の目指す姿を具体化する施策や達成目標を示したものである。平成25年度から29年度までの計画を策定している。条例の中で、教育委員会は学力を習得させるための基盤整備及び環境づくりに重大な責務を有するとあるが、この条例の制定前から教育委員会では策定を進めていた。平成18年の教育基本法改正において、教育振興

基本計画を定めることを規定し、施策に関する基本的な計画の策定については努力規定とされたが、当市では、教育推進基本計画がその性格を持つ計画にあたります。数多くの成果指標項目で具体的な目標が掲げられ教育行政が行われている。

推進事業としては、レジュメに掲載してたとおりである。

◎質疑応答

質疑：釧路市の小中学校に通う子どもたちの通塾率を知りたい。また、中学校卒業後の進学率や公立学校と私立学校への進学の割合についても伺いたい。

回答：通塾率の数値は把握していません。中学校卒業後の進学率は99.6%である。昨年度は就職した子どもが1人、自宅療養の子どもが4人で、それ以外の子どもは進学している。該当の子どもたちは1,300人ぐらいであるが、公立と私立の進学の割合であるが、地元高等学校で言えば私立は1校で定員が100人前後なので、残りはだいたい地元の公立高校ということになります。

質疑：公立高校は何校あるのか。

回答：旧釧路地帯には普通高校4校、工業高校1校、商業高校1校、工業高等専門学校1校、阿寒地区には1校あり、他市であるが管内の白糠というところに1校、厚岸と標茶にもあり、そこは郊外なので若干定員割れをしたり2次募集をしたりしていました。

質疑：進学を希望すれば進学はできるという状況にあるということか。

回答：特殊な事情のある子ども以外はそういうことになります。

質疑：何が学力調査の結果が全国平均を下回る結果につながっているとお考えか。

回答：それについては資料を用意しているので、資料の説明と合わせて申し上げます。資料は、学力調査の公表の部分のために作成しているものです。

釧路市の学校数であるが、小学校が28校、中学校が15校、市の管轄外となりますが北海道教育大学付属の小学校と中学校、私立高校が近年作った私立中学校が1校あります。ただしこの私学は20人程度しか生徒をとっていませんし、なおかつ、全国学力・学習状況調査にその学校は参加していません。ですので、公表する資料に関する学校は市立の小中学校です。公表の仕方についてですが、議員、市民、学校現場、保護者等からいろいろな意見・考え・要望があるので、当市では、報道で出されている全国の平

均正答率、全道の平均正答率の数値に対して、釧路市の正答率を6段階に分け、星印の色と数で程度を示している。

その次に、学校ごとの公表ということについてであるが、賛否両論あるが、学校の数値をそのまま公表すると学校の序列化や過度の競争につながったりするという懸念があります。そうしたことから現在、非常に慎重に対応しているところです。さらに、阿寒地区と音別地区には極小の小規模校があり、小規模校で6年生が学校に1人とか2人、3人という場合があったり欠員の場合もあったりするので、学校の数値を出すことが特定の児童の成績を公表することにつながってしまうことを危惧し、数値そのものを出すことは控えています。

先ほど通塾率の話が出たが、数値としては押さえておりませんが、首都圏に比べるとか低いと思われます。それは、習慣化と進学に対しての意識によるものと思われます。釧路市では地元の公立高等学校を中心に進学を望めばほぼ進学できる状況にあるため競争意識が足りないのではないかという指摘もされているところである。

生活状況であるが、釧路市は離婚率も1位ということでして、当然、母子世帯・父子世帯が多い状況です。生活保護と就学援助を合計しますと33%ぐらい、3人に1人はそういう状況にあるということである。数値としての整理はしておりませんが、影響は少なからずあるものと考えています。

質疑：条例第9条、地域の団体等の役割という規定があるが、このことによって地域の方の取り組みの事例があればお聞きしたい。また、地域差によって取り組みの差はあるのか。

応答：この条例ができたからといってできたわけではありませんが、国のモデル事業を受けて平成22年度からコミュニティスクールの設置を始めています。地域の方が学校の運営の目標や運営方針の承認をしたりするという制度ですが、釧路市では平成29年度までに小中学校合わせて9校設置する取り組みを行っています。地域の方から学力問題についても積極的なご意見をいただくこともあります。また市内の鳥取という地域には鳥取寺子屋というのがあり、地域の集会場を借りて毎週土曜日の午前中に子どもたちを集めてそこで勉強を教える、遊びをする、何かの活動をするといったことをここ数年やっています。

質疑：家庭の経済力と子どもの学力の関係について話があったが、具体的にサポートをすることについて考えているのか。また、参考資料にある新聞によると、この条例の採決は16対10ということで議会の中では反対も多かったようだが、どのような議論があったのか。

応答：子どものサポートについては、就学援助の中でできる範囲ということになります。生活保護を所管している部署では、学習支援や食事を合わせた形の取り組みを何箇所かで、月1回あるいは週末で行っています。こちらからはそこに学習教材を提供しています。また、なかなか塾に行けないというケースでは、夏休み・冬休みに3日から5日間程度の学習期間を設けています。放課後学習についても、退職した校長等により学校のサポートをしています。学力でも課題のある子どもたちに積極的に参加してもらわないと底上げにはならないのですが、強制的に全員参加というわけにもいかず、今後は取り組み方法について検討していく必要があるものと感じています。もう1点の、採決での反対者が多かったことについて、この条例の提案に入っていない民主党の議員が教職員団体との関わりもあり、民主党会派と共産党会派等が反対ということでした。このときの議論については、議事録がホームページで公開されておりますので、そちらでご覧いただければと思います。

質疑：子どもへの読書の推進も大きな影響があるかと思うが、環境整備という点において、学校図書館の整理については、司書の配置を含めどのように取り組んでいるのか。

応答：図書館については管理体制のこともあり、ここ4、5年かけて貸し出しソフトを入れ、緊急雇用事業においてすべてのデータの入力作業を行いました。学校司書については、現時点ではきちんとした形になっておりませんが、2校に1人程度、臨時的任用職員で対応しており、司書資格を持っていない者も研修を受ける等しています。市立図書館ではすでに議論をしているところですので、市立図書館と学校との関わりについて今後、工夫していきたいと思っています。

質疑：条例制定にあたって、市民の反応、特に保護者の意見についてはどのようなものがあつたのか。

応答：行政側の提案であると、広報誌に出したりパブリックコメントを行ったりするのですが、議員提案ということもあり、詳細は分かりませんが、一般の広報誌やホームページへの掲載に制約があり、提案議員はウェブメディアを使って意見聴取を行っておりました。その中で60件ほど意見があつたとのこと。議会の責務としての監視・点検・評価・助言について、最初の条例案にはどの部分に対応していくかの表記がなかったので、家庭の義務の部分について議会が監視をしていくのかという趣旨の意見も当初はあつたようです。そうした部分については市の執行について監視を行うように修正したということがあつたようです。

質疑：全国学力・学習状況調査の結果であるが、条例制定を受け、今後はもう少し拡大

して公表するというお考えがあるのか。

応答：学校別という声に対しましては、平均点はあくまでも平均点であって、平均点の高い低いということよりは、どこの学校においても底辺にいる子どもはいるわけである。そうした子どもたちが多いか少ないかの割合によって平均点が変わってくるということはあると思うので、学校別の平均点の向上ということよりも、下位の子どもたちを重視するという考え方です。そのため、平均点を学校別に公表することには現在のところ至っておりません。公表の方法については、その時の社会の声・要請・状況、他市町村の状況も鑑みながら、現在の方法に固執することなく、子どもたちの学力が少しでも上がるように検討したいと考えています。現時点では今までの方法と同様に公表していく予定です。条例制定時に、学校の責務の中に公表があるので、公表するための条例ではないのかとも言われましたが、提案議員が説明の中で学校名を公表することは考えていないとの説明がありました。ただ、何らかの形でそうしたことも必要だということでしたので、現在のような星印で表示する対応となっています。

質疑：この条例は議員提案だが、教育委員会とのやりとりはなかったのか。また市長はどのようなお考えで条例制定に至ったのか。今後、教育委員会制度が変わっていくが、そうしたことに対する動きもあればお聞きしたい。

応答：教育委員会としては、当然、文言の整理等に関わってまいりました。市長がどのような考えであったかということについては、良し悪しについての発言等は特になかったかと記憶しています。教育委員会制度については別の所管ですが、総合教育会議を1度開催しています。同時の教育長は平成25年10月に就任し、平成29年までの任期です。その間は、経過措置により変更はしないものです。

質疑：教育に関する計画があるところに、あえて条例をつくり、今は平成23年から学力向上推進事業を兼ねているということだが、この条例ができたからこそ充実したと評価されている部分についてお聞きしたい。

応答：条例ができる前から取り組んでおりますし、議会の責務の中に助言・提言等とあるので常任委員会にて教育委員会から学力の状況について報告も行っており、助言・指摘もいただいています。そうした中でサポート事業の拡大をしてきているので、条例の効果といえるかと思えます。また、5年間の鉏路市教育推進基本計画では数値目標も掲げておりますし、条例6条で習得状況及び課題等の情報を学校ホームページに掲載することも唱っておりますので、公表を学校長の判断に委ねることなく、市としてすべての

学校について公表する義務と責務を負うことができるようになりました。そのため、決められた期日までに44校すべての学校の足並みをそろえて、保護者への公表、ホームページでの公表ができるようになりました。

質疑：今のお話を伺い、条例制定が校長の権限の抑制につながっているのかなという印象を受けたが、反対意見を持たれていた方、党派や政治的な動きとして反対してきた議員等について、今でも反対の動きや発言はあるのか。

応答：条例そのものについては、教職員団体や教職員退職者の団体から廃案を求める動きがあり、声明を出された経緯があります。常任委員会では個別の施策について議論されるということではありますが、条例の中身についての議論にはなっていません。

質疑：基礎学力の習得を保障するということだが、何らかの形で障害のある子どもたちに対しての基礎学力の習得について、新たな取り組みはされたのか。

応答：障害のある子どもたちについては、もう少し広くとらえ、特別支援教育の充実という観点で、釧路市も比較的早くに取り組んでおります。すべての学校に特別支援学級を設置するというところで進めてきており、たとえば、それまで特別支援学級がなかった学校についてはその学級はないわけですが、情緒障害の子どもが入学すれば特別支援学級をつくるという考えで、どの学校にも特別支援学級を設置ということです。肢体不自由児に対しては施設設備の問題があるのですぐに入学する学校に設置するわけにはいきませんが、知的・情緒・自閉症の学級につきましては設置をするということで行っています。また、文部科学省で唱っている確かな学力と生きる力や特別支援学級における安全管理を踏まえ、子ども3人に対して1人の教員または教員に準じる者を支援員として配置しています。

質疑：学校教育課から分かれて設置された教育支援課というものはどのようにとらえたらいいのか。教育支援課は、いじめ・不登校の問題についても取り組んでいるということのようだが、その内容についても教えてほしい。

応答：組織の中には、学校教育部があり、教育行政の法律に関わるような所管として総務課がございます。そのほかに学校の転出・転入等の学校事務、教職員の服務等を扱う学校教育課と、私どもの所属する教育支援課がある。今はほかに、今年度末までにすべての学校の耐震工事を終了するという目的で学校耐震化推進室も設置しています。また、学校教育課と別に教員経験のある指導主事からなる指導主事室というものがありまして、学力推進も行っています。そのうちの教育支援課は、社会教育の生涯学習分野、家

庭教育分野、市長部局の子ども育成分野、指導主事に関わる学力の部分等について、いろいろと関わりがあるので1つの部署で取り組もうという趣旨で設置されました。

それから、いじめ・不登校についてですが、まず、不登校者数は、年間120人前後です。不登校対策につきましては、平成26年度の学校基本統計調査の数値ですと、小学校33人、中学校89人で、例年、このぐらいの数値で推移しています。人口約18万人のうち小中学校の児童生徒数は1万2,3,000人ぐらいですが、不登校割合は、小学校では全体の0.4%ぐらい、中学校では2.1から2.3%ぐらいで推移しています。不登校児童生徒の対応といたしましては適応教室を設置しております。通いやすさに配慮した市の中心部の小学校内に設置した教室2つ、教育センター内に1つ、合わせて3つです。中学校の適応教室も小学校の中に設置しているのですが、これは、中学校の一角に中学校の適応教室を設置してもやはり登校はしづらいただろうという意図で、あえて小学校内に設置したものです。また、各学校で保健室登校している児童生徒もいます。残念ながらいわゆるひきこもりや退学も含め、学校にも施設にも来ていない児童生徒もいます。最近の傾向としては、非行傾向で町を徘徊している児童生徒はほとんどいず、不登校児童生徒の多くは、何らかの心理的原因や人間関係のトラブルから不登校となったケース、もしくは先ほど申し上げた引きこもりのケースのどちらかです。ただし、解消率としては毎年100%です。毎年解消はしているのですが、0になることはなく、毎年、不登校となる児童生徒が出てしまうといった現状です。

以上で質疑応答を終え、植竹副委員長のお礼の挨拶の後、釧路市の議場を見学し、視察を終了した。

5 所感

(1) 苫小牧市民文化芸術振興条例について

苫小牧市では全国に先駆けて文化芸術に関する取り組みを議員提案の条例を基に行っており、大変興味深かった。所沢市においては文化芸術振興ビジョンの策定が待たれるところだが、委員会では、条例化も念頭に置き、審査や要望等を行っていききたい。

(2) 二次元カラーコード(カメレオンコード)を活用した図書館運営について

幕別町の図書館が取り組んだカメレオンコードはその後町田市においても導入された。昨今図書館を街づくりの拠点の一つにする取り組みは多くの自治体で見られる。さらなる所沢市の図書館事業の充実のためにも、今回の視察で得た視点を委員会審査等に活かしていきたい。

(3) 釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する

条例について

釧路市のこの条例には賛否両論の意見があったようだが、家庭の事情などで学力格差が生じないように考えていきたいという思いは賛成派反対派を超えた共通の願いだろう。その意味で、今回の条例は全国の教育行政に一石を投じているのではないかと考えさせられた。今後の委員会審査等の参考にするとともに、この条例の検証を含めた子どもの学力向上や学力担保等について、関係部署にも検証や検討を依頼していきたい。

以上